

相続ニュース

Vol.0094

2016年1月4日(月)

担当：MS事業部 山本

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

財産債務調書

はじめに

2016年から「財産債務調書」という法定調書を、毎年3月15日までに税務署に出すことが求められるようになります。今回はこの「財産債務調書」を確認していきます。

財産債務調書とは

財産債務調書とは、もともとあった「財産債務明細書」の提出制度を、2015年度の税制改正で変更を加えられたものであり、従来の財産債務明細書の提出基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、その年の12月31日において有する株主などの有価証券の合計額が1億円以上であれば提出の対象となることとなりました。

改正のねらい

なぜ、上記の新たな提出基準が設けられることとなったのでしょうか？財務省主税局によると、保有資産が3億円以上という基準は、2013年の相続税の申告で、亡くなった人1人あたりの平均課税価額が約2億1,000万円、東京国税局管内では約2億4,000万円だったことを踏まえ、将来相続が発生した際、相続税の申告漏れを防止する狙い

があるとされています。

また、有価証券の合計額が1億円以上という仕切りは2015年7月に施行された「出国税」※と歩調を合わせるものであり、「出国税」がうまく機能させるため加えられた基準となります。

提出しなかった場合のペナルティ

従来の「財産債務明細書」においては、年間所得2,000万円超の高所得者の財産の内訳の提出を求めていましたが、未提出や虚偽の記載があったとしても罰則はありませんでした。

一方、今回の改正における「財産債務調書」は、所得税などの申告漏れが発生し、財産債務調書を未提出だった場合、又は記載に不備があった場合には、過少申告加算税を5%上乘せする内容となっています。

おわりに

15年度において相続税と贈与税の最高税率が引き上げられるなど、富裕層をねらった資産課税を強化する動きが今後も進められ、より一層の相続税対策が求められます。万全な相続税対策をご検討される方はASKまでご相談ください。

※出国税とは

株式などに係る金額の合計額を1億円以上保有している者が出国する（非居住者となる）とき、その時点において株式を譲渡したものとみなして課税しようとするもの（2015年7月1日施行）